





市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):東北地方

注) 人頭制の20m<sup>3</sup>使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m <sup>3</sup> /月)	基本使用料 (円/月)	合併後 家庭 20m <sup>3</sup> 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況						
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
秋田県	5210	本荘市	5210	由利本荘市	H17.3.22	10	1260	2625	1.5	1.4	現行のとおり新市に引き継ぎ、H23年度を目途に統一するよう調整する(合併協議会HP)							
秋田県	5404	矢島町				10	1785	3675	1.2	1.1								
秋田県	5405	岩城町				10	1330	2685	1.1	1.1								
秋田県	5406	由利町				10	1470	3045	1.1	1.0								
秋田県	5407	西目町				5	735	3097	1.2	1.1								
秋田県	5408	鳥海町				-	-	-	-	-								
秋田県	5409	東由利町				-	-	-	-	-								
秋田県	5410	大内町				10	1450	2899	1.0	1.0								
秋田県	5362	昭和町	5211	湯上市	H17.3.22	10	1260	2940	1.8	1.4	公共下水道、農集の使用料は、当面現行のとおりとし、H20年度から統一(合併協議会HP)							
秋田県	5364	飯田川町				10	997	2362	1.7	1.3								
秋田県	5365	天王町				10	1680	2835	0.9	1.4								
秋田県	5212	大曲市	5212	大仙市	H17.3.22	10	1365	2940	1.7	1.5	合併時は現行どおりとし、新市において公共下水道事業計画を策定し、新たな料金体系を構築する(合併協議会HP)							
秋田県	5421	神岡町				-	-	-	-	-								
秋田県	5422	西仙北町				10	1310	2670	1.0	1.0								
秋田県	5425	中仙町				10	1050	2100	1.0	1.0								
秋田県	5427	協和町				10	1020	2040	1.0	1.0								
秋田県	5428	南外村				-	-	-	-	-								
秋田県	5429	仙北町				850円+300円/人	1750	-	-	-								
秋田県	5431	太田町				-	-	-	-	-								
秋田県	5321	鷹巣町	5213	北秋田市	H17.3.22	10	1365	2835	1.5	1.4	合併後3年から5年を目途に調整を図る(合併協議会HP)							
秋田県	5323	森吉町				10	1260	2730	1.5	1.3								
秋田県	5324	阿仁町				10	1365	2835	1.4	1.3								
秋田県	5326	合川町				-	-	-	-	-								
秋田県	5426	田沢湖町	5215	仙北市	H17.9.20	10	987	2037	1.8	1.7	公共下水道使用料は当面現行のとおりとし、合併後の統一に向けて段階的に調整する。							
秋田県	5423	角館町				10	1155	2415	1.5	1.4								
秋田県	5430	西木村				-	-	-	-	-								
秋田県	5401	仁賀保町	5214	にかほ市	H17.10.1	10	1155	2520	1.8	1.5	公共下水道はいずれも仁賀保地区衛生施設組合で行っており同一料金。農集使用料はH18年度に統一。							
秋田県	5402	金浦町																
秋田県	5403	象潟町																
秋田県	5341	琴丘町	5348	三種町	H18.3.20	10	1365	2625	0.9	1.0	現行のとおりとし、新町の公共下水道事業計画に基づき、新たな料金体系を構築する。(合併協議会HP)							
秋田県	5344	山本町				10	1260	2520	1.0	1.3								
秋田県	5345	八竜町				10	1224	2452	1.0	1.0								
秋田県	5202	能代市	5202	能代市	H18.3.21	-	302	2696	-	2.5	旧二ツ井町は公共下水道事業未着手							
秋田県	5342	二ツ井町																
秋田県	5343	八森町	5349	八峰町	H18.3.27	10	1365	2730	1.0	1.0	現行のとおり		1					
秋田県	5347	峰浜村				1600円+600円/人	3400	-	-	-								
山形県	6203	鶴岡市	6203	鶴岡市	H17.10.1	10	1438	3171	1.9	1.5	公共下水道及び集排の使用料は、公共下水道事業計画、集落排水事業計画を策定のうえ、5年を超える経過措置をもって調整する。							
山形県	6423	藤島町				10	1470	1940	1.0	1.0								
山形県	6424	羽黒町				10	1020	2230	1.5	1.3								
山形県	6425	櫛引町				10	1575	3255	1.1	1.0								
山形県	6427	朝日村				10	1575	2625	0.7	1.0								
山形県	6441	温海町				10	1785	3465	0.9	1.0								
山形県	6204	酒田市	6204	酒田市	H17.11.1	-	945	3937	-	2.4	公共下水道、集排及び浄化槽の各使用料は現行のとおりとし、5年を目途に統一する。							
山形県	6462	八幡町				10	1260	2520	1.0	1.0								
山形県	6463	松山町				10	1890	3250	0.7	1.0								
山形県	6464	平田町				-	-	-	-	-								
山形県	6421	立川町	6428	庄内町	H17.7.1	5	766	3066	1.0	1.0	合併時に統一(旧余目町の例による)	1						
山形県	6422	余目町																

市町村合併後の下水道使用料の統一状況(平成19年3月1日現在):東北地方

注)人頭制の20m3使用料は3人家族として算出。

都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本使用量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	合併後 家庭 20m3 使用料 (円/月)	累進度		備考	使用料統一の状況					
									最大従量 /基本使用料	最大従量 /最小従量		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期		
															H18年度末まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定
福島県	7202	会津若松市	7202	会津若松市	H16.11.1	10	1365	2730	2.5	2.5	合併時に統一(会津若松市の例による)	1					
福島県	7381	北会津村															
福島県	7202	会津若松市															
福島県	7424	河東町															
福島県	7205	白河市	7205	白河市	H17.11.7	10	1050	2310	2.2	1.8	旧表郷村、大信村、東村は公共下水道事業未着手						
福島県	7462	表郷村				-	-	-	-	-							
福島県	7467	大信村				-	-	-	-	-							
福島県	7463	東村				-	-	-	-	-							
福島県	7207	須賀川市	7207	須賀川市	H17.4.1	10	1260	2572	1.2	1.2	当分の間、旧市町の料金(不均一料金)とし、料金の統一については、料金見直しの際に調整する。			1			1
福島県	7341	長沼町				2100円+525円/人	3675	-	-								
福島県	7343	岩瀬村				-	-	-	-	-							
福島県	7210	二本松市	7210	二本松市	H17.12.1	-	630	1942	-	3.7	流開公共の使用料は、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな料金体系に統一。特環の使用料は、当面現行のとおりとする。			1			1
福島県	7321	安達町				5	787	2415	1.4	1.4							
福島県	7325	岩代町				-	-	-	-	-							
福島県	7326	東和町				-	-	-	-	-							
福島県	7441	会津高田町	7447	会津美里町	H17.10.1	3,150円+525円/人		4725	-	-	合併時に統一	1					
福島県	7442	会津本郷町															
福島県	7443	新鶴村															
福島県	7302	伊達町	7213	伊達市	H18.1.1	10	1312	2882	2.1	1.7	合併時に統一(伊達町の例による。ただし公衆浴場は保原町の例による(基本料金は1250円))	1					
福島県	7304	梁川町															
福島県	7305	保原町															
福島県	7306	霊山町															
福島県	7307	月館町															
福島県	7206	原町市	7212	南相馬市	H18.1.1	5	1102	2598	1.2	2.6	処理区ごと(小高処理区・鹿島処理区・原町処理区)の料金体系となり、現行のとおりとする。		1				
福島県	7562	鹿島町				5	1260	2966	0.5	1.2							
福島県	7563	小高町				10	1365	2835	1.6	1.5							
福島県	7208	喜多方市	7208	喜多方市	H18.1.4	10	1155	2362	1.3	1.3	現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において適正な料金体系を整理し統一する。(合併協議会HP)			1			1
福島県	7401	熱塩加納村				10	1785	3570	1.1	1.1							
福島県	7403	塩川町				10	1680	3465	1.6	1.5							
福島県	7404	山都町				-	-	-	-	-							
福島県	7406	高郷村				-	-	-	-	-							
福島県	7361	田島町	7368	南会津町	H18.3.20	10	1785	3675	1.2	1.1	合併時に統一(田島町の例による)。農・林排施設は、現行のとおり新町に引き継ぐ。(合併協議会HP)	1					
福島県	7363	館岩村															
福島県	7365	伊南村															
福島県	7366	南郷村															
福島県	7323	本宮町	7214	本宮市	H19.1.1	10	1470	3097	1.3	1.2	旧白沢村は公共下水道事業未着手						
福島県	7324	白沢村															